

( 公 印 省 略 )

分医発第 189 号  
令和 6 年 4 月 9 日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会  
常任理事 三 島 康 典

基本領域学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了について

厚労省より関係学会宛てに標記事務連絡が発出された旨、日医から別紙の通り連絡が参りましたので、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会関係医療機関への周知方ご高配の程お願い申し上げます。

令和6年4月4日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 菴 敏

黒 瀬 巖

(公印省略)

基本領域学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課、医事課等より関係学会宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師16団体16資格（別添1）については、令和3年9月27日厚生労働省告示第347号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされてきました。

本件は、本会が構成員として参画している、令和6年3月25日に開催された「第3回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」に基づき、当該資格に関する経過措置については、令和11年3月31日をもって終了することについて周知を依頼するものです。なお、令和11年3月31日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して5年間に限り、広告可能とされております。この経過措置の終了により、令和11年4月1日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

今後、このような方針に基づき、告示等の改正が行われる予定ですので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

事 務 連 絡  
令和 6 年 4 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局医事課

基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を  
広告可能とする経過措置の終了に関する周知について  
(依頼)

平素より、医療政策にご理解とご協力いただきありがとうございます。

令和 6 年 3 月 25 日に開催された「第 3 回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」に基づき、基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医（16 団体 16 資格）を当面の間広告可能とする経過措置については、令和 11 年 3 月 31 日をもって終了することとされました。このことについて、別添の令和 6 年 3 月 29 日付事務連絡「基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を広告可能とする経過措置の終了について」において、関係学会宛に周知したところでは、

貴会におかれましては、厚生労働省より関係学会にこのような周知をしていることについて、都道府県医師会等の関係団体にご周知をいただきますよう、何とぞよろしく願いいたします。

以 上

公益社団法人 日本小児科学会  
公益社団法人 日本皮膚科学会  
公益社団法人 日本精神神経学会  
一般社団法人 日本外科学会  
公益社団法人 日本整形外科学会  
公益社団法人 日本産科婦人科学会  
公益財団法人 日本眼科学会  
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会  
一般社団法人 日本泌尿器科学会  
一般社団法人 日本脳神経外科学会  
公益社団法人 日本医学放射線学会  
公益社団法人 日本麻酔科学会  
一般社団法人 日本病理学会  
一般社団法人 日本救急医学会  
一般社団法人 日本形成外科学会  
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会  
公益社団法人 日本口腔外科学会  
特定非営利活動法人 日本歯周病学会  
一般社団法人 日本歯科麻酔学会  
公益社団法人 日本小児歯科学会  
特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会

御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課

基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を  
広告可能とする経過措置の終了について

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師16団体16資格（別添1）及び一般社団法人日本歯科専門医機構が行う歯科医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する歯科医師5団体5資格（別添2）については、令和3年9月27日厚生労働省告示第347号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされていました。

令和6年3月25日に開催された「第3回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、当該資格に関する経過措置については、令和11年3月31日をもって終了することとされました（なお、令和11年3月31日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師又は歯科医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して5年間に限り、広告可能とされました）。この経過措置の終了により、令和11年4月1日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

今後、このような方針に基づき、告示等の改正が行われる予定ですので、貴会におかれましては、本件について御了知の上、適切に対応いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

以 上

## 別添 1

### <医師の専門性資格> 16 団体 16 資格

- 公益社団法人 日本小児科学会 小児科専門医
- 公益社団法人 日本皮膚科学会 皮膚科専門医
- 公益社団法人 日本精神神経学会 精神科専門医
- 一般社団法人 日本外科学会 外科専門医
- 公益社団法人 日本整形外科学会 整形外科専門医
- 公益社団法人 日本産科婦人科学会 産婦人科専門医
- 公益財団法人 日本眼科学会 眼科専門医
- 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 耳鼻咽喉科専門医
- 一般社団法人 日本泌尿器科学会 泌尿器科専門医
- 一般社団法人 日本脳神経外科学会 脳神経外科専門医
- 公益社団法人 日本医学放射線学会 放射線科専門医
- 公益社団法人 日本麻酔科学会 麻酔科専門医
- 一般社団法人 日本病理学会 病理専門医
- 一般社団法人 日本救急医学会 救急科専門医
- 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科専門医
- 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 リハビリテーション科専門医

## 別添 2

### < 歯科医師の専門性資格 > 5 団体 5 資格

- 公益社団法人 日本口腔外科学会 口腔外科専門医
- 特定非営利活動法人 日本歯周病学会 歯周病専門医
- 一般社団法人 日本歯科麻酔学会 歯科麻酔専門医
- 公益社団法人 日本小児歯科学会 小児歯科専門医
- 特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会 歯科放射線専門医